

第3章 困難を有する子ども・若者やその家族へのきめ細かな支援

第1節 ニート等に対する支援

1 ニート等に対する就労支援

「青森県若者サポートステーション」(平成19年4月、ジョブカフェあおもり内に設置)は、国の認定施設であり、15歳から39歳までの若年無業者や保護者を個別・継続的に支援するため、キャリアコンサルタントや臨床心理士による相談をはじめ、職場見学、就労体験、地域イベントへの参加などを通じた就労支援を行っている。

平成25年4月からは、青森市に加えて、弘前市(常設サテライト)及び八戸市にも「地域若者サポートステーション」を設置し、同様の支援を実施している。

2 若者の職場適応と定着化、正規雇用化の推進

(1) 雇用対策

ア ジョブカフェあおもり

「ジョブカフェあおもり」(平成16年4月設置)では、相談から就職決定までの一貫したキャリアカウンセリングや、就職支援ガイダンス・企業説明会、就職活動に役立つさまざまなセミナーの開催など、若者を対象とした総合的な就職支援サービスを提供している。

また、平成23年11月から「ジョブカフェあおもり」、「ハローワークヤングプラザ」及び「あおもり若者サポートステーション」の3施設を一体的に運営する「ヤングジョブプラザあおもり」をオープンし、新たに総合案内窓口の設置や「チーム支援」及び「就勝クラブ」の実施など、若年求職者に対する一貫した就職支援を行っているほか、県内3ヶ所(弘前、八戸、むつ)に設置している「ジョブカフェあおもりサテライトスポット」において、ハローワークとの一体的運営を行っている。

第2-2-18表 ジョブカフェあおもり利用状況(再掲) (単位:人)

年度	利用者数	就職者数
H28	57,812	2,428
29	59,075	2,116
30	59,848	2,631
R1	59,482	2,440
R2	50,935	2,209
R3	52,277	2,388
R4	52,289	2,240

(注)就職者数は併設のハローワークヤングプラザの職業紹介を含む。

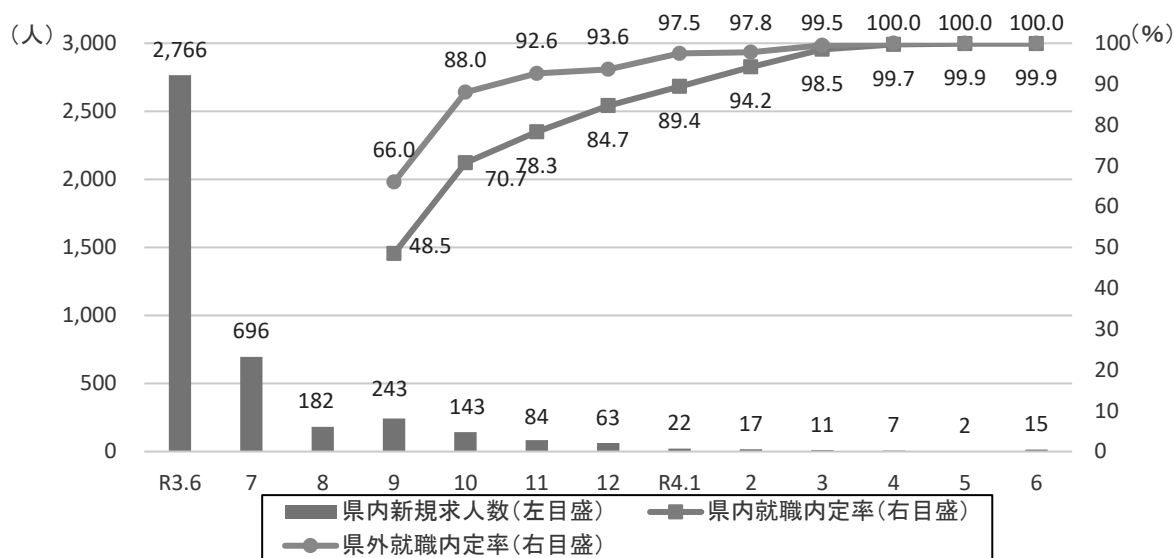
資料:労政・能力開発課

(2) 県内就職促進・定着化

ア 新規高等学校卒業予定者県内就職促進事業

県では、新規高等学校卒業予定者の県内就職を促進するため、県内経済団体等への早期採用活動等の要請や、高校生を対象とした企業見学会に対する支援を行っている。

第2-3-1図 令和4年3月新規高卒者の月別新規求人数及び就職内定率比較（県内、県外）



資料：青森労働局

第2-3-2表 企業見学会実施状況

年度	延べ回数 (回)	参加学生数 (人)	見学企業数 (箇所)
H26	71	2,992	215
27	72	3,206	213
28	64	2,702	205
29	59	2,531	189
30	49	2,205	166
R1	49	2,064	158
R2	18	622	58
R3	20	599	59

資料：労政・能力開発課

イ 県出身学生就職促進事業

本県出身の大学、短大、専門学生等の県内就職を促進するため、青森県雇用対策協議会と共催で、就職ガイダンス（合同企業説明会）を開催している。令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、例年開催している仙台、東京については開催せず、県外からの参加希望者に対しては、オンラインで対応することとし、令和4年3月に対面式（青森、弘前、八戸）及びオンラインで開催した。令和4年度は、企業からの要望を踏まえ、令和5年3月に県外開催も含めた対面式（青森、盛岡、仙台）及びオンラインで開催した。

第2-3-3表 就職ガイダンス開催状況

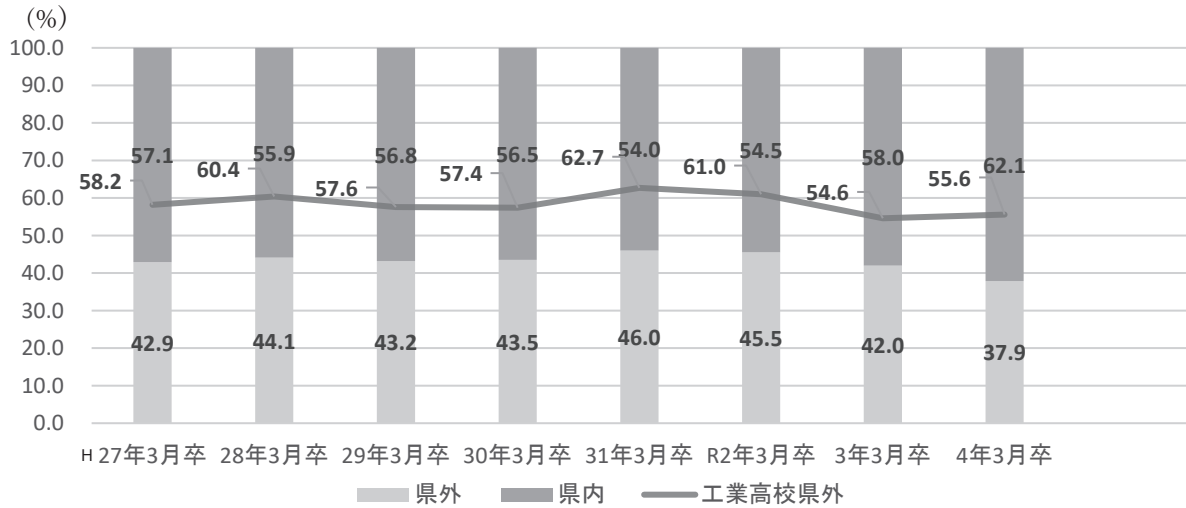
年度	参加企業数 (社)	参加学生数 (人)
H28	393	622
29	144	274
30	137	230
R1	-	-
R2	95	269
R3	193	239
R4	108	131

※R1は、新型コロナウイルス感染症の影響により中止。 資料：労政・能力開発課

ウ 若年者の県内定着促進事業

若年者の県内就職の促進を図るため、高校生に対し、県内企業の情報や県内就職の魅力をPRするイベントを開催するとともに、県内企業の女性社員により「あおり女子就活・定着サポーターズ」を結成し、女子高生・女子学生に対して県内就職の意識醸成とキャリアプランニングに資する講話等を行った。また、小学生とその保護者を対象にした企業見学会を開催し、小学生の県内企業への関心を喚起した。

第2-3-4図 新規高卒者（全日制課程）の県内・県外就職割合の推移



資料：教育政策課（高等学校等卒業者の進路状況（令和4年3月卒））

第2-3-5表 新規学校卒業者の定着状況

(単位：%)

区分	新規高等学校卒業者の定着率			新規大学等卒業者の定着率			
	1年後	2年後	3年後	1年後	2年後	3年後	
H23.3月卒	全国	79.2	69.2	60.4	85.7	76.5	67.6
	青森県	71.8	61.0	51.1	78.3	69.5	62.1
H24.3月卒	全国	80.4	68.6	60.0	87.0	76.7	67.7
	青森県	71.4	59.0	49.7	81.1	69.9	61.4
H25.3月卒	全国	80.1	68.2	59.1	87.3	77.2	68.1
	青森県	74.1	60.8	50.5	83.0	71.8	62.5
H26.3月卒	全国	80.6	68.6	59.2	87.8	77.2	67.8
	青森県	74.8	61.6	51.9	78.3	68.2	60.2
H27.3月卒	全国	81.9	70.3	60.7	88.2	77.7	68.2
	青森県	79.5	66.6	56.7	81.8	69.6	60.0
H28.3月卒	全国	82.8	71.0	60.8	88.7	78.1	68.0
	青森県	81.4	68.4	56.6	83.5	71.7	63.0
H29.3月卒	全国	82.9	70.6	60.5	88.5	77.1	67.2
	青森県	82.0	68.4	58.4	83.7	71.7	62.6
H30.3月卒	全国	83.2	71.3	63.1	88.4	77.2	68.8
	青森県	81.7	67.9	59.8	84.4	71.9	64.8
H31.3月卒	全国	83.8	73.7		88.3	78.5	
	青森県	81.1	69.5		86.1	76.3	
R2.3月卒	全国	85.0			89.4		
	青森県	83.8			89.0		

資料：青森労働局

第2節 いじめ、不登校、高校中途退学等への対応

1 いじめ、不登校、暴力行為への対策・支援

(1) いじめに対する施策

県及び県教育委員会は、本県の児童生徒の尊厳を保持するため、県・市町村・学校・家庭・地域住民その他の関係者の連携の下、いじめ防止対策推進法(以下、「法」という。)第12条の規定に基づき、いじめの防止等の対策を総合的かつ効果的に推進することを目的に、平成26年6月、青森県いじめ防止基本方針(以下「基本方針」という。)を策定し、平成29年10月に改定を行った。

この基本方針に基づき、専門的知識を有する外部人材を委員とする県教育委員会の附属機関である「青森県いじめ防止対策審議会(以下「いじめ防止対策審議会」という。)」を設置し、県立学校におけるいじめ防止等のための調査研究等について、専門的知見からの審議や重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う体制を整備している。また、県は、法28条の重大事態に係る再調査を行う知事の附属機関として、「青森県青少年健全育成審議会いじめ調査部会(以下「いじめ調査部会」という。)」を設置している。

さらに、県教育委員会では、「青森県いじめ問題対策連絡協議会(以下「連絡協議会」という。)」を設置し、関係機関、団体及び各市町村教育委員会の参加を得て、いじめ防止等に関する情報共有や相互の取組に対する一層の連携に取り組んでいる。

具体的な施策としては、いじめ防止対策審議会、いじめ調査部会及び連絡協議会の意見等を踏まえ、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを実現するため、校内における児童生徒主体のいじめ防止活動を促進するとともに、各学校の組織的な対応力を強化するため、ハートフルリーダー等を対象とした研修を実施した。

また、教育相談体制の拡充を図るため、公立小・中・高等学校へスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを配置・派遣するとともに、資質の向上を図るための研修会を開催している。児童生徒及び保護者等からのいじめ等の相談窓口として「24時間子供SOSダイヤル」等の相談専用電話を開設し、助言・支援を行っている。

さらに、携帯端末が関係するいじめや生徒指導上の問題行動等の未然防止、早期発見、早期対応を図るため、ネット通報窓口サイトを開設するとともに、ソーシャルメディア等監視員を配置し、児童生徒に係る不適切な情報があった場合は、速やかに学校及び関係機関と連携し、学校への支援や情報の削除に努めている。

このほか、いじめ防止に関するポスターの掲出、テレビCMの放映、地域の青少年健全育成団体等と協力して、いじめ防止を街頭で呼び掛ける取組等を行い、児童生徒、保護者、県民が一体となったいじめ防止対策に努めている。

○ いじめ防止キャンペーン推進事業

いじめ問題への理解と認識を深めるため、いじめ防止を内容とした標語を募集し、その優秀作品をテレビを通じて視聴者へ語りかけることにより、広く県民のいじめ防止に向けた意識の啓発を行っている。

【令和5年度の実績】

① いじめ防止標語コンクール

県内の小学生・中学生・高校生及び一般を対象として、いじめ防止を訴える標語を募集し、児童・生徒及び県民一人一人が、いじめについて考える機会を創出している。

- ・ 募集期間 6月～8月
- ・ 応募作品総数 11,573点
- ・ 審査結果 審査会において、6点を優秀賞、4点を審査員特別賞として選定し、これを表彰した。

② テレビCM放映

学校の長期休業明けの直後は、児童生徒にとって生活環境等が大きくかわる契機になりやすく、大きなプレッシャーや精神的動揺が生じやすいと考えられる。このような時期に着目し、児童生徒の変化を把握し、学校や地域、あるいは家庭において、児童生徒への見守りの強化等を集中的に行

うことは効果的であるとされていることから、テレビCMを制作し放送することにより、いじめ防止に向けた一層の意識啓発に努めている。

- ア 令和4年度いじめ防止標語コンクール優秀賞作品を基にしたテレビCMを放送
 - ・春休み明け(R5.4/6～4/7、5/8～5/10)
 - ・夏休み明け(R5.8/24～8/25、8/28～9/1、9/4～9/5)
 - ・冬休み明け(R5.1/15～19)
- イ 令和5年度いじめ防止標語コンクール優秀賞作品を基にしたテレビCMを制作し放送
 - ・年度末(R6.3月下旬)

○ **地域の見守りで輝く笑顔推進事業**

(第2部第2章第1節1(2)「地域の見守りで輝く笑顔推進事業」を参照。)

(2) 不登校に対する施策

県教育委員会では、児童生徒の望ましい人間関係の構築、児童生徒が落ち着いて学校生活を送ることができるよう、教育相談に関わる各種研修講座の充実及び少人数学級の実施、小・中・高等学校・特別支援学校へのスクールカウンセラー配置・派遣等の拡充に努めている。

また、学校の要請に応じてスクールソーシャルワーカーを派遣し、医療・福祉等の関係機関と連携しながら、ケース会議や家庭訪問、面談等を行い改善に努めている。

平成30年度からは、「居場所づくり・絆づくり調査研究」を実施している。この研究は、学校の取組に対する浸透度を児童生徒の意識調査をもとに点検し、取組の改善を図ることで安心して学べる学校づくりを推進して、不登校の未然防止に努めるものであり、研究成果を発表会で報告し、県内への普及を図っている。また、不登校児童生徒の支援に関わる機関・団体が一堂に会する「不登校児童生徒支援連絡協議会」を開催し、本県の不登校の現状等についての情報交換や事例を検討し、効果的な支援の手立てや対処の仕方等についての研修を行っている。

令和5年度からは、「多様な教育機会を活用した教育支援推進事業」を実施している。この事業は、小・中学校の不登校児童生徒支援の研究校を指定し、不登校支援の調査研究を通して得られた知見を踏まえ、不登校児童生徒の学習機会の提供と支援の在り方について検討している。

(3) 暴力行為に対する施策

県教育委員会では、子どもたちの規範意識の醸成や教員と子どもとの信頼関係の構築に向け、教育相談に関わる各種教員研修講座の開設、小・中・高等学校・特別支援学校へのスクールカウンセラーの派遣及びスクールソーシャルワーカーの派遣等の施策の一層の充実に努めている。

さらに、「地区健全育成推進会議」や「地域生徒指導連絡協議会」等を開催し、暴力行為の実態や具体的な取組についての情報交換や協議を行うなど、学校、家庭、地域社会、関係機関の協力体制の強化に努めている。

2 高校中途退学対策と中途退学者への支援

県教育委員会では、中途退学を防止するため学校における生徒の能力・適性や興味・関心などに応じた魅力ある教育活動となるよう様々な取組の支援に努めている。

学業の継続に悩んでいる生徒に対する各学校のガイダンス機能の充実やきめ細かな教育相談体制の整備が重要であることから、各学校の要請に応じてスクールカウンセラーを派遣するとともに、福祉的な支援が必要な場合は、スクールソーシャルワーカーを派遣し、生徒や保護者等が抱える悩みや状況等の改善に向けた支援に努めている。

第3節 障害等のある子ども・若者への支援

1 障害等のある子ども・若者への支援

(1) 心身障害児（者）の現況

ア 身体障害児（者）の現況

本県における令和5年3月31日現在の身体障害者手帳交付児（者）は、54,174人で、県人口に対する割合を見ると、1,000人に対し45.5人となる。

これらを主な障害の種類別にみると、肢体不自由が48.0%と一番多く、次いで内部障害が36.5%、聴覚・平衡機能障害が8.7%、視覚障害が5.9%、音声・言語機能障害が0.9%となっている。

身体障害者の障害の程度をみると1、2級の重度の身体障害者は総数の51.4%と過半数を占めている。

障害者に対する施策は、その自立を主眼に推進しており、重度障害者の対策強化を図るとともに、在宅障害者の社会参加を進めるための地域福祉活動の促進等に努めている。

第2-3-6表 身体障害者障害別人員数（令和5年3月31日現在）

（単位：人、％）

障害別 年齢区分	視覚障害	聴覚・平衡 機能障害	音声・言語 機能障害	肢体不自由	内部障害	計
18歳未満	25	79	2	535	174	815
18歳以上	3,165	4,640	500	25,453	19,601	53,359
計	3,190	4,719	502	25,988	19,775	54,174
構成比(%)	5.9	8.7	0.9	48.0	36.5	100.0

資料：障害福祉課

第2-3-7表 障害別、等級別身体障害者手帳交付数（令和5年3月31日現在）

（単位：人、％）

障害別 等級別	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
視覚障害	1,355	865	196	237	324	213	3,190
聴覚障害	63	1,099	550	1,323	180	1,666	4,719
音声・言語機能障害	14	13	317	158	0	0	502
肢体不自由	6,894	5,518	4,190	6,199	2,176	1,011	25,988
内部障害	11,870	169	3,406	4,330	0	0	19,775
計	20,196	7,664	8,659	12,247	2,518	2,890	54,174
構成比(%)	37.3	14.1	16.0	22.6	4.6	5.3	100

資料：障害福祉課

イ 知的障害児（者）の現況

障害者相談センターで把握している令和5年3月31日現在の知的障害児（者）は、13,713人となっている。これを障害程度別にみると重度のものが4,928人で36.0%を占め、中軽度が8,785人の64.0%となっている。

第2-3-8表 知的障害児（者）の障害程度別人員数及び構成比（令和5年3月31日現在）

（単位：人、％）

年齢区分 障害程度	重 度	中軽度	計
18歳未満	636	1,764	2,400
18歳以上	4,292	7,021	11,313
計	4,928	8,785	13,713
構成比(%)	36.0	64.0	100.0

資料：障害福祉課

(2) 心身障害児（者）の福祉対策

知的、身体的に障害を持つ人々に対しては、障害者も社会の構成員であり、その生活の欲求は健常者と何ら変わるものではないという基本的な認識のもとに、これらの人々の日常生活を支援しつつ、リハビリテーション体制の確立と就労機会の増大を図り、障害者の社会活動への参加を促進するとともに、公共施設や道路等を障害者が気軽に利用できるような住みよい環境づくりを推進している。

また、障害者の真の幸福は家族とともに生活するだけでなく、社会の一員として生活することにあると考えられるため、障害者が家族や地域社会との関係を十分に保ちながら生活できるよう、教育、労働、保健等の各分野のきめ細かい在宅対策を進めている。

ア 身体障害者への対策

身体障害者の更生援護に関する問題については、市町村及び障害者相談センター（身体障害者更生相談所）が診査及び更生相談を行っており、更生医療の給付、障害者支援施設への入所等必要な支援・措置を行っている。

(7) 障害者相談センター（身体障害者更生相談所）における処理状況

令和4年度の障害者相談センター（身体障害者更生相談所）における処理状況を見ると、取扱実人員が4,155人（来所及び巡回の合計）、相談件数が4,169件となっており、相談内容は更生医療の2,856件が最も多い。また、判定内容別ではすべて医学的判定で4,169件、判定書交付件数は4,169件となっており、内容別では更生医療の2,856件が最も多くなっている。

第2-3-9表 障害者相談センター（身体障害者更生相談所）における処理状況

（単位：人、件）

年度	区分	取扱実人数（人）	相談内容							判定内容					判定書交付件数						
			更生医療	補装具	身体障害者手帳	職業	施設	生活	その他	計	医学的判定	心理学的判定	機能的判定	その他	計	更生医療	補装具	身体障害者手帳	障害支援区分	その他	計
R4	来所	4,004	2,856	1,148	0	0	0	0	0	4,404	4,004	0	0	0	4,004	2,856	1,148	0	0	0	4,004
	巡回	151	0	81	84	0	0	0	0	165	165	0	0	0	165	0	81	84	0	0	165
	計	4,155	2,856	1,148	0	0	0	0	0	4,169	4,169	0	0	0	4,169	2,856	1,148	0	0	0	4,169

資料：障害福祉課

(イ) 青森県身体障害者福祉センター「ねむのき会館」

「ねむのき会館」は、身体障害者の各種相談、教養の向上、スポーツ、レクリエーション、機能回復訓練や各種団体活動、社会参加促進事業等のための利用施設として、昭和48年に青森市に開館した。平成18年度から指定管理者制度を導入し、現在、一般財団法人青森県身体障害者福祉協会に管理運営を委託している。

第2-3-10表 ねむのき会館利用状況

（単位：人）

年度	肢体不自由	視覚障害	聴覚障害	その他の障害	介護者	福祉関係者	その他	計
30	1,353	60	281	4,949	1,595	2,238	4,667	15,143
R1	1,359	102	174	4,939	1,389	2,289	3,781	14,033
2	843	76	62	3,974	887	2,143	650	8,635
3	752	42	48	2,928	477	1,599	168	6,014
4	785	59	136	3,423	730	1,995	320	7,448

資料：障害福祉課

イ 知的障害者への対策

知的障害者の更生援護に関する問題については、知的障害児（者）やその家族からの相談に応じて、市町村、児童相談所及び障害者相談センター(知的障害者更生相談所)が必要な助言、指導、施設入所等必要な支援・措置を行っている。

(7) 障害者相談センター（知的障害者更生相談所）における処理状況

令和4年度の障害者相談センター（知的障害者更生相談所）における処理状況を見ると、更生援護取扱実人員が544人（来所及び巡回の合計）、相談件数が544件となっており、相談内容は療育手帳の331件が最も多い。また、判定件数は705件で、内容別では心理学的及び機能的判定が310件となっているほか、判定書交付件数は527件で、内容別では療育手帳の325件が最も多くなっている。

第2-3-11表 障害者相談センター（知的障害者更生相談所）における処理状況

(単位:人、件)

年度	区分	取扱実人数 (人)	相談内容									判定内容					判定書交付件数			
			施設入所	職親委託	職業	医療保健	生活	教育	療育手帳	その他	計	医学的判断	心理学的判断	機能的判断	その他の判断	計	障害支援区分	療育手帳	その他	計
R4	来所	317	2	0	1	0	0	0	104	210	317	26	86	86	0	198	0	101	202	303
	巡回	227	0	0	0	0	0	0	227	0	227	56	224	224	0	507	0	224	0	224
	計	544	2	0	1	0	0	0	331	210	544	82	310	310	0	705	0	325	202	527

資料:障害福祉課

ウ 心身障害児（者）の在宅福祉対策

心身障害児（者）の主な在宅福祉対策は次のとおりである。

第2-3-12表 主な在宅福祉対策

制度・事業等	内 容
自立支援医療 (更生医療)の給付	身体上の障害を軽減除去し、日常生活能力、職業能力の回復向上を図るための医療給付を行う。令和4年度の給付人員は6,163人である。
補装具の交付修理	身体上の欠損又は機能の損傷を補うための義肢、装具、補聴器、車いす等の補装具交付及び修理。令和4年度の交付及び修理件数は3,820件である。
居宅介護事業	居宅において食事の世話、洗濯等の日常生活上の介護を行う。
特別障害者手当 障害児福祉手当 経過的福祉手当	重度の障害のゆえに負っている特別の負担軽減の一助として月額27,300円(児童14,850円)支給。令和4年度の受給者(月平均)は1,870人(児童884人)である。
心身障害者扶養共済制度	心身障害児(者)を扶養する保護者の死亡後、残される障害児(者)の生活の安定と福祉向上を図るため、任意加入の共済制度として、昭和45年から実施している。
日常生活用具の給付	重度障害者等に対し、特殊寝台等の日常生活用具を給付又は貸与すること等により、日常生活の便宜を図る。
職親委託	知的障害者を職親のもとに預かり、その更生に必要な生活指導及び技能習得訓練を行う。
重度心身障害者医療費助成	市町村が行う重度心身障害者医療費支給事業に対し、県が2分の1を補助し、重度心身障害者の医療費負担の軽減を図る。
共同生活援助(グループホーム)	地域の中にあるグループホームでの生活を望む障害者に対し、日常生活における援助等を行うことにより、障害者の自立生活を助長する。

制度・事業等	内 容
障害児等療育支援事業	在宅障害児(者)の地域での生活を支援するため、身近な地域で療育指導、相談等が受けられるよう、療育機能の充実を図るとともに、これらの療育機能を支援する、より専門的な療育機能との重層的な連携を図ることにより、障害児(者)の福祉の向上を図る。
児童発達支援・放課後等デイサービス	心身に障害のある児童に対し通所の方法により日常生活における基本的動作等の指導及び集団生活への適応訓練を行う。
生活介護事業	心身に障害のある者に対し、通所の方法により日常生活上の支援等を行う。

資料:障害福祉課

エ 心身障害者扶養共済制度加入状況及び年金等支給状況

令和4年度における心身障害者扶養共済制度加入者数は406人、年金受給者数は618人となっている。

第2-3-13表 心身障害者扶養共済制度加入状況及び年金等支給状況

(単位:人)

区分	年度	H30	R 1	R 2	R 3	R 4
加入者数		523	503	460	489	406
年金受給者数		596	601	622	589	618

資料:障害福祉課

オ 重度心身障害者医療費助成

令和4年度における重度心身障害者医療費助成の実施状況は、次のとおりである。

第2-3-14表 重度心身障害者医療費助成金額 (令和4年度)

実施市町村	受給者交付件数	医療費給付金額	県補助金	備 考
40市町村	16,576件	1,266,373千円	633,008千円	補助率1/2

資料:障害福祉課

(3) 障害児入所施設等への入所支援

平成18年、障害者自立支援法(現障害者総合支援法)施行により、障害種別の一元化や複雑な施設体系の見直しを図られ、障害者にとって必要なサービスを選択し利用する体制となった。障害者の入所施設については、身体障害者更生施設、知的障害者更生施設など種別ごとに設置されていたものが障害者支援施設として再編された。

ア 福祉型障害児入所施設

施設に入所する障害児に対して、保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与を行っている。

第2-3-15表 福祉型障害児入所施設設置状況(令和5年4月1日現在)

施設名	設置主体	所在地	定員(人)
八甲学園	社会福祉法人青森県すこやか福祉事業団	青森市	10
弘前市弥生学園	弘前市	弘前市	15
うみねこ学園	社会福祉法人八戸市社会福祉事業団	八戸市	40
森田学園	西北五広域福祉事務組合	つがる市	10
公立もみのき学園	上北地方教育・福祉事務組合	七戸町	30
はまゆり学園	下北地域広域行政事務組合	むつ市	30
あすなる療育福祉センター	青森県	青森市	6
さわらび療育福祉センター	青森県	弘前市	5
計			146

資料:障害福祉課

イ 医療型障害児入所施設

施設に入所する障害児に対して、保護、日常生活の指導、独立自活に必要な知識機能の付与及び治療を行っている。

第2-3-16表 医療型障害児入所施設設置状況（令和5年4月1日現在）

施設名	所在地	定員(人)
県立はまなす医療療育センター	八戸市大字大久保字大塚 17 の 729	(肢体) 42、(重心) 40
国立病院機構青森病院	青森市浪岡大字女鹿沢字平野 155	(重心) 120
国立病院機構八戸病院	八戸市吹上 3 丁目 13 の 1	(重心) 100
計		302

資料：障害福祉課

ウ 障害者支援施設

施設に入所する障害者に対して、主として夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援を行う。

第2-3-17表 障害者支援施設（令和5年4月1日現在）

施設名	設置主体	所在地	定員(人)
青森コロニーセンター	青森県コロニー協会	青森市	40
障害者支援施設徳誠園	徳誠福祉会	青森市	60
障害者支援施設金浜療護園	心和会	青森市	85
指定障害者支援施設りんどう苑 (東京都委託施設)	浪岡あすなる会	青森市	80
青森コロニーリハビリ	青森県コロニー協会	青森市	40
青森月見寮	義栄会	青森市	46
障害者支援施設こぶし園	田茂木野福祉会	青森市	40
障害者支援施設野木和園	新井田福祉会	青森市	50
障がい者支援施設幸養苑	清養会	青森市	30
障害者支援施設津麦園	喜倅会	青森市	50
ゆきわり荘	ゆきわり会	青森市	50
あすなる療育福祉センター	青森県	青森市	15
知的障害者生活支援施設弘前市弥生荘	弘前市(弘前草右会)	弘前市	50
障害者支援施設千年園	千年会	弘前市	40
障害者支援施設山郷館	七峰会	弘前市	30
障害者支援施設拓光園	七峰会	弘前市	80
障害者支援施設草薙園	島光会	弘前市	40
さくら園	聖康会	弘前市	40
障害者支援施設三和の里	つがる三和会	弘前市	50
さわらび療育福祉センター	青森県	弘前市	20
青森ワークキャンパス	道友会	八戸市	50
のぞみ園	のぞみ会	八戸市	40
妙光園	豊寿会	八戸市	40
八太郎山療護園	秋葉会	八戸市	40
いちい寮	八戸市社会福祉事業団	八戸市	60
松館療護園	やすらぎ会	八戸市	80
障害者支援施設東幸園	東幸会	八戸市	50
障害者支援施設山郷館くろいし	七峰会	黒石市	30
障害者支援施設栄幸園	愛生会	五所川原市	40
障害者支援施設大東ヶ丘サントピアホーム	叶福祉会	五所川原市	50

施設名	設置主体	所在地	定員(人)
障がい者支援施設第二うちがた	内潟療護園	五所川原市	30
障害者支援施設青松園	愛生会	五所川原市	36
障害者支援施設あかまつ園	新生会	十和田市	50
となみ療護園	明和会	むつ市	30
陽幸園	みちのく福祉会	むつ市	50
障害者支援施設しもきた療育園	みちのく福祉会	むつ市	40
月見野園	健誠会	つがる市	40
つがるの里(東京都委託施設)	健誠会	つがる市	80
障害者支援施設旭光園	七峰会	平川市	40
障害者支援施設青葉寮	七峰会	平川市	50
障害者総合福祉センターなつどまり 障害者支援施設しらかば寮	青森県すこやか福祉事業団	平内町	80
障害者総合福祉センターなつどまり 障害者支援施設さつき寮	青森県すこやか福祉事業団	平内町	60
障害者支援施設かもめ苑(東京都委託施設)	平館福祉会	外ヶ浜町	80
大鰐療育センター	素樸会	大鰐町	60
障がい者支援施設内潟療護園	内潟療護園	中泊町	30
障害者支援施設あすなろクリーナース	海陽会	野辺地町	40
障害者支援施設あぜりあ苑(東京都委託施設)	つつじ会	七戸町	80
障がい者支援施設一誠園	至誠会	七戸町	120
障害者支援施設からまつ寮	七戸福祉会	七戸町	45
上北療護園	新生会	東北町	60
障がい者支援施設けやき寮	恵徳会	東北町	40
公立ぎんなん寮	上北地方教育・福祉事務組合	東北町	40
障害者支援施設かけはし寮	松緑福祉会	六ヶ所村	40
障害者支援施設あかしや寮	昭壽会	おいらせ町	40
明幸園	サポートセンター虹	五戸町	35
やまばと寮	サポートセンター虹	五戸町	40
清岳園	清慈会	南部町	40

資料：障害福祉課

(4) 障害者地域生活支援事業

障害者及び障害児がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができる社会づくりを促進するため、次の事業を実施している。

第 2-3-18 表 障害者地域生活支援事業（令和 4 年度）

事業名	実施主体	実施状況
1. 障害者社会参加推進センター運営事業	(一財) 青森県身体障害者福祉協会	事業内容：「障害者 110 番」運営事業のほか、社会参加促進事業の実施に対する協力等
2. 「障害者 110 番」運営事業		事業内容：常設相談窓口を設置(相談員 2 人配置)、障害者の権利擁護に係る相談等への対応 相談件数：532 件
3. 相談員活動強化事業	① (一財) 青森県身体障害者福祉協会 ② (一財) 青森県手をつなぐ育成会	①身体障害者相談員研修 実施地区：青森市、弘前市、八戸市、むつ市 実施回数及び参加人員：延 4 回、延 65 人 ②知的障害者相談員研修 実施地区：青森市、弘前市、八戸市 実施回数及び参加人員：1 回 (ZOOM)、56 人

事業名	実施主体	実施状況
4. スポーツ教室開催事業	(一財)青森県身体障害者福祉協会	事業内容：視覚障害者スポーツ教室 参加人員：計 500 人
5. スポーツ大会開催事業		青森県障害者スポーツ大会 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止
6. スポーツ指導員養成事業		中級スポーツ指導員養成研修会 2 人
7. 字幕入りビデオライブラリー貸出事業	(一社)青森県ろうあ協会	利用登録者数：313 人、29 団体 貸出件数：342 件
8. 指定居宅介護事業者情報提供	(一財)青森県身体障害者福祉協会	障害者等が都道府県間を移動する際に、その目的地において必要となるガイドヘルパーの確保のための調整等を行う。
9. 在宅視覚障害者点字指導事業	(一社)青森県視覚障害者福祉会	実施なし
10. 視覚障害者コミュニケーション支援事業		視覚障害者用機器・用具の利用体験及び各種講習会により視覚障害者の生活向上を図るとともに、一般の方々に対して点字や福祉機器の体験と通じて視覚障害者についての理解啓発を図る。
11. 盲女性家庭生活訓練事業	(一財)青森県身体障害者福祉協会	視覚障害者の女性が日常生活上必要とされる家庭生活に係る学習会等の開催
12. 盲青年等社会生活教室開催事業	(一財)青森県身体障害者福祉協会	視覚障害者が社会生活上必要な知識等の習得に係る学習会等の開催
13. 手話講習会事業	(一社)青森県ろうあ協会	実施地区：青森市等(全 7 市 2 町 1 村) 実施回数及び参加人員：延 51 回、延 486 人
14. オストメイト社会適応訓練事業	(一財)青森県身体障害者福祉協会	実施回数及び参加人員：1 回、80 人
15. 音声機能障害者発声訓練事業		実施地区：2 地域 実施回数及び参加人員：延 68 回、延 319 人
16. 音声機能障害者指導者養成事業	(一財)青森県身体障害者福祉協会	実施なし
17. 点訳奉仕員養成事業	(一社)青森県視覚障害者福祉会	実施場所：五所川原市(全 17 回)
18. 音訳奉仕員養成事業		実施場所：弘前市(全 17 回)
19. 要約筆記者養成事業	(一社)青森県ろうあ協会	講座Ⅰ：41 時間(全 10 回) 11 人修了 講座Ⅱ：43 時間(全 10 回) 3 人修了
20. 手話奉仕員養成事業		入門課程：35 時間(全 23 回) 11 人修了 基礎課程：45 時間(全 23 回) 9 人修了
21. 手話通訳者養成事業		通訳Ⅰ：53 時間(全 19 回) 9 人修了 通訳Ⅱ：50 時間(全 16 回) 8 人修了 通訳Ⅲ：16 時間(全 5 回) 3 人修了
22. 手話通訳設置事業		設置場所：県障害福祉課(1 人) 青森県聴覚障害者情報センター(2 人)
23. 手話通訳者等指導者養成研修		手話通訳士養成担当講師研修会：参加者 18 人 手話奉仕員養成担当講師リーダー研修：10 人 手話通訳者養成担当講師リーダー研修：参加者 5 人 要約筆記者養成指導者研修会：参加者 7 人
24. サービス提供者情報提供事業		派遣件数 県内：0 件
25. 障害者権利事業	(社福)青森県社会福祉協議会及び(公社)青森県社会福祉士会	障害者虐待の通報等への対応などを行う障害者権利擁護センターの運営や困難事例の専門職への相談支援体制の整備を行う。 相談・問合せ等件数：公表なし 障害者虐待防止・権利擁護研修：国が行う研修へ担当職員、研修講師を派遣

資料：障害福祉課

(5) 障害者の生涯学習支援事業

自立と社会参加を支援し社会性の向上をめざすことを目的として、集団生活や趣味の講座、障害者スポーツを通して他の卒業生や在校生、地域住民等と交流する機会を提供している。

第 2-3-19 表 令和 4 年度「障害者の生涯学習支援事業」開催状況

①社会参加学習

開設校	回数	時間	参加者数	主な内容
青森第二養護学校	4	10	178 名	情報交換、レクリエーション、ボウリング教室、スポーツ体験、会報の発行
青森若葉養護学校	1	6	13 名	体験を広げる校外学習(入級生、職員、地域の方との交流)
青森第一高等養護学校	1	1.5	41 名	めいせい祭参加(在校生、卒業生、保護者、職員との交流)
青森第二高等養護学校	4	14	268 名	情報交換、レクリエーション、学校祭参加(展示及び模擬店見学、作業体験)、ボウリング
盲学校	1	4	4 名	学校祭参加(発表の観賞、運営の手伝い)
浪岡養護学校	1	2	8 名	同窓会、二十歳を祝う会
弘前第一養護学校	1	3	23 名	会員相互の近況報告、記念撮影
八戸第二養護学校	1		300 名	書面による近況報告(8~12 月)
八戸盲学校	2	8	24 名	箏教室、スポーツ体験活動(グランドソフトボール競技並びにサウンドテーブルテニスの選手の発掘・育成のための体験会)
森田養護学校	2	6	57 名	Zoom 講座、ハーバリウムの制作、二十歳のお祝い
黒石養護学校	1	3	49 名	自己紹介、映画観賞
七戸養護学校	2	4	81 名	同窓会レクリエーション、成人を祝う会
むつ養護学校	4	7	460 名	卒業生のお知らせ、卒業生スポーツ交流会
合計	延べ回数 25 回 延べ時間 68.5 時間 参加者数合計 1,506 名			

②スポーツ体験交流

実施日	開催場所	参加者数	内 容
7/31(日)	青森第一高等養護学校	28 名	ボッチャ教室
11/26(土)	青森若葉養護学校	36 名	ニュースポーツ教室
12/17(土)	青森第二養護学校	32 名	ボッチャ、フライングディスク教室
合計	開催回数 3 回 参加者数合計 96 名		

資料：生涯学習課

(6) 精神障害者の保健福祉

精神障害者に対する保健福祉は、「入院治療中心から地域ケア、さらには社会復帰へ」という流れに沿って展開されており、地域医療との連携の下に、精神障害者の社会復帰及び自立と社会参加の促進を図るため、次の施策を推進している。

ア 保健所や精神保健福祉センターにおける、医療や社会復帰など精神保健福祉に関する相談指導

イ 回復途上にある精神障害者を対象に、保健所における生活指導等

ウ 通院医療の一環として、精神保健福祉センターや精神科病院における作業指導や生活指導・療養指導等を内容とした精神科デイケア

エ 精神障害者の保健福祉の向上を目的として、精神障害者保健福祉手帳の交付事業を実施

オ 精神障害者の地域生活の充実、社会生活の適応や就労への移行を推進するため、各種障害福祉サービスや相談支援の利用を促進

第 2-3-20 表 精神障害者保健福祉手帳の所持状況（各年度末現在）

(単位:人)

等級	年度	H30	R 元	R 2	R 3	R 4
1 級		4,080	3,873	3,712	3,536	3,150
2 級		6,408	6,642	6,775	6,868	7,051
3 級		1,394	1,535	1,750	1,875	2,130
計		11,882	12,050	12,237	12,279	12,331

資料：障害福祉課

(7) 慢性疾患を抱える児童や難病患者への支援

ア 難病患者への支援

難病患者について、難病の患者に対する医療等に関する法律に基づき、医療費助成を行っている。

第2-3-21表 指定難病医療費受給者数（各年度3月31日現在）

(単位：人)

年度	H30	R 1	R 2	R 3	R 4
指定難病医療費受給者数	9, 299	9, 369	10, 378	10, 165	10, 189

資料：がん・生活習慣病対策課

イ 小児慢性特定疾病児童への支援

小児慢性特定疾病は、幼少期から長期にわたり治療が必要な疾病であることから、県では慢性疾患を抱える子どもとその家族に、肉体的、心理的負担に加え、医療費などが大きな経済的負担となることから、医療費の助成を実施している。

また、慢性疾患を抱える子どもや家族の負担軽減や支援のため、保健師による面接相談や電話相談、巡回相談、また相談日を設けた専門医等による療育相談も実施している。令和4年度は、開設相談12件、随時相談73件、訪問指導12件、電話相談40件を実施した。

第2-3-22表 小児慢性特定疾病医療受給者数（各年度3月31日現在）

(単位：人)

年 度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
小児慢性特定疾病医療費支給事業給付人員	734	704	727	662	656

資料：こどもみらい課

2 発達障害のある子ども・若者への支援

発達障害とは、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの」と定義されている。

発達障害のある人には、症状の発現後できるだけ早期の発達支援が重要であることから、就学前や学校における発達支援や、発達障害のある人への就労及び地域生活への支援、家族に対する支援の必要がある。

県では、発達障害児(者)に対する支援を総合的に行う地域の拠点として発達障害者支援センターを設置し、発達障害児(者)及びその家族からの様々な相談への対応や普及啓発、地域の支援体制の充実を図っている。

ア 相談支援

(ア) 発達支援相談 発達障害のある人やその家族からの発達支援に関する相談への対応。その人の特性に応じた療育支援計画の作成や助言

(イ) 就労支援相談 就労を希望する発達障害児(者)の相談への対応。公共職業安定所などの労働関係機関との連携による情報提供

第2-3-23表 青森県発達障害者支援センターにおける相談件数

(単位：件)

	H28年度	29年度	30年度	R1年度	2年度	3年度	4年度
発達障害に係る相談	2, 105	3, 226	3, 657	3, 404	4, 156	4, 567	4, 345

資料：障害福祉課

イ 普及啓発

発達障害をより多くの人に理解してもらうための地域住民向けの講演会、発達障害を支援する保健、医療、福祉、教育、労働等の関係機関職員を対象とする研修の実施

第 2-3-24 表 青森県発達障害者支援センター主催研修

(単位：回、人)

	H28 年度	29 年度	30 年度	R1 年度	2 年度	3 年度	4 年度
研修実施回数	16	36	48	37	30	53	31
参加延べ人数	970	1,551	1,547	1,422	637	955	932

資料：障害福祉課

ウ 地域の支援体制

市町村や保育所等を訪問し、発達障害についての各種サポート、ペアレントトレーニング等の支援等を実施し、地域の発達障害者支援体制の充実を促進

第 4 節 ひきこもりの子ども・若者への支援

1 精神保健・福祉・医療分野での支援

ひきこもりのうち、本人の社会参加の回避が長期化し社会生活の再開が困難となった場合や、何らかの精神障害の症状が顕在化している場合は、精神保健・福祉・医療分野などからの支援が必要となる。

(1) 青森県ひきこもり地域支援センター（県立精神保健福祉センター・県民福祉プラザ）

ア 相談支援

本部（県立精神保健福祉センター内）及びサテライト（県民福祉プラザ内）において電話相談、面接相談（要予約）、訪問支援（要相談）を行っている。近年の実績は、第 2-3-25 表のとおりである。

なお、令和 2 年度以降、新型コロナウイルス感染症対策に伴う事業の実施制限等の影響もあり、各相談件数（電話相談、面接相談、訪問支援）の推移に変動が見られ、特に訪問支援は、令和 3 年度は 5 件、令和 4 年度は 0 件と大きく減少した。一方、面接相談は、令和元年度以降はいずれも 90 件強と横ばいであり、電話相談について令和 4 年度は 159 件と、令和元年度と同水準になっている。

また、地域でのひきこもり支援の充実を図ることを目的に、地域へ出向き相談等の事業を行っているが、令和 2 年度以降は新型コロナウイルス感染拡大防止等の理由により、実績はなかった。

イ グループ等支援

対人交流等を通じて社会参加の促進を促す本人グループ（ひきこもり ほっと・ステーション）及び家族が悩みを共有し不安軽減等を図る家族教室（青年期ひきこもり家族教室）を開催している。近年の実績は第 2-3-25 表のとおりである。（いずれも延べ件数）

相談支援と同様、新型コロナウイルス感染症対策に伴う事業の実施制限の影響等により、参加者の減少が見られるものの、令和 2 年度以降において家族教室は同水準を維持しており、本人グループにおいては復調傾向にある。

第 2-3-25 表 青森県ひきこもり地域支援センターにおける相談支援状況

(単位：件、人)

年度	電話 (延べ)	面接 (延べ)	訪問 (延べ)	地域での 相談等	本人グループ 参加者	家族教室 参加者
H30	90	133	29	出張相談会 2 回	176	84
R1	140	96	18	ケース会議 2 回	155	85
R2	87	97	20	0	74	55
R3	94	93	5	0	86	55
R4	159	95	0	0	102	51

資料：障害福祉課、精神保健福祉センター

ウ 連絡協議会

県内のひきこもりに関する支援について様々な角度から検討するとともに、関係機関・団体相互の連携を構築することを目的に、平成 28 年度より年 1 回程度開催している。なお、令和 2 年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のために中止とし、令和 3 年度はオンラインで開催した。

エ 教育研修

ひきこもり支援に関する知識と理解を深めることを目的に、ひきこもり支援者研修を実施している。

第2-3-26表 青森県ひきこもり地域支援センターにおける研修実施実績

(単位:人)

年度	年月日	テーマ	講師	受講者
H30	H30. 6. 1	ひきこもり支援の理解 ～アウトリーチを中心に～	横浜市こども青少年局 青少年相談センター 所長 内田太郎 氏	34
R1	R1. 8. 28	家族と考えるひきこもり支援 ～長期化事例へのアプローチ～	北海道大学学生相談総合センター 准教授 齋藤暢一朗 氏	51
R2	中止 (新型コロナウイルス感染拡大防止のため)			
R3	R4. 2. 28	ひきこもりの多面的理解と具体的支援：家族の支援力を高めて本人支援につなぐコツ【オンライン開催】	九州大学大学院医学研究院精神病態医学 准教授 加藤隆弘 氏	87
R4	R4. 11. 29	ひきこもりの基礎と回復過程 ほか (全国精神保健福祉センター長会と共催)	鳥取県立精神保健福祉センター 所長 原田豊 氏 ほか	38

資料：精神保健福祉センター

オ 普及啓発

青森県ひきこもり地域支援センターのリーフレット及び事業のちらしを当所ホームページに掲載し広く県民に周知するほか、関係機関に対する関連資料の送付等を適宜行っている。

カ 多職種支援チームによる市町村支援

より身近な支援機関となり得る市町村に対し、多職種により構成される専門家チームを派遣し、専門的なアドバイス等を実施することにより、市町村におけるひきこもり支援の充実を図ることを目的に、令和4年10月より実施している。令和4年度は2市に対し計3回の支援を行った。

(2) 精神保健福祉相談（県立精神保健福祉センター及び各保健所）

こころの悩み、ストレスの問題、こころの病気等についての精神保健福祉相談を実施している。

県立精神保健福祉センターにおける近年の実績は第2-3-27表のとおりである。令和3年度に減少傾向が見られたが、令和4年度は令和2年度以前と同等の水準となっている。

第2-3-27表 精神保健福祉相談状況

(単位:件)

年度	H30	R 1	R 2	R 3	R 4
延べ件数（うち新規）	279 (75)	221 (86)	258 (83)	188 (57)	266 (65)

資料：精神保健福祉センター

(3) 思春期精神保健相談・精神科クリニック（県立精神保健福祉センター）

思春期における様々な精神保健問題に対して相談及び診療を行っている。近年の実績は第2-3-28表のとおりである。（いずれも延べ件数）

第2-3-28表 思春期精神保健相談状況

(単位:件)

年度	H30	R 1	R 2	R 3	R 4
電話相談	36	22	22	45	51
来所相談	41	7	41	36	70
診療	43	38	36	68	116

資料：精神保健福祉センター

2 社会教育からの支援

(1) 自然体験・交流塾の実施

高等学校に在籍中の不登校経験がある等の困難を抱える高校生及び社会とのつながりへのきっかけを求めている若者（16歳～概ね40歳）を対象に、就労体験や自然体験活動を通して、コミュニケーション力や社会性を育み、社会参加を促進するため、自然体験・交流塾を実施している。

【令和4年度の実績】

○第1回自然体験・交流塾

日時・場所：令和4年6月25日（土）9:00～15:00・県立梵珠少年自然の家
7月16日（土）9:00～15:00・県立種差少年自然の家

参加者：22名（梵珠会場：3名、種差会場：19名）

活動内容：アイスブレイク、野外炊事、創作活動など

○第2回自然体験・交流塾

日時・場所：令和4年9月3日（土）9:00～15:00・梵珠少年自然の家
9月17日（土）9:00～15:00・種差少年自然の家

活動内容：自然体験活動、創作活動など

参加者：21名（梵珠会場：3名、種差会場：18名）

○第3回自然体験・交流塾

日時・場所：令和5年1月28日（土）9:00～15:00・梵珠少年自然の家（参加者少数のため中止）
2月18日（土）9:00～15:00・種差少年自然の家

活動内容：就労体験、創作活動 など

参加者：13名（種差会場：13名）

第5節 非行・犯罪防止対策と立ち直り支援

1 非行・犯罪防止対策

(1) 少年補導センター

少年補導センターは、警察、教育、児童福祉等の関係機関、団体及びボランティアが、少年の非行防止を図り、あわせて少年の健全育成を期するための合同活動の拠点として、全国に設置されている。

本県においては、青森市、弘前市、八戸市、黒石市、五所川原市、十和田市、三沢市、むつ市及び三戸町の9市町に少年補導センターが設置されている。

少年補導センターの業務は、少年補導委員等による非行少年等の早期発見、早期補導のための街頭巡回を主とし、少年相談の受理、専門機関への通告、補導連絡会の開催、家庭等に対する補導連絡及び補導活動等に必要な情報資料の収集整備、並びにその他少年の非行防止等に関する事項がある。

第2-3-29表 少年補導センターの設置状況（令和5年4月1日現在）

名称	所在地	設置年月日	補導委員(人)	所長
青森市教育委員会指導課少年育成チーム	青森市栄町一丁目10-10	S41. 4. 1	137	教育委員会指導課長
弘前市少年相談センター	弘前市上白銀町1-1	S41. 6. 1	216	健康福祉部こども家庭課長
八戸市少年相談センター	八戸市内丸一丁目1-1	S38. 10. 1	87	教育委員会教育指導課長
黒石市青少年相談センター	黒石市内町24-1	S41. 4. 1	30	教育委員会社会教育課長
五所川原市少年相談センター	五所川原市一ッ谷504-1	H17. 3. 28	30	教育委員会社会教育課長
十和田市民生部まちづくり支援課	十和田市西十二番町6-1	H19. 3. 30	10	民生部まちづくり支援課長
三沢市青少年補導センター	三沢市幸町1-8	S43. 8. 1	17	市民生活部生活安全課長
むつ市少年センター	むつ市中央一丁目8-1	S44. 4. 1	41	福祉部福祉政策課長
三戸町少年指導センター	三戸町川守田字関根川原55	S40. 12. 10	35	教育委員会教育長

資料：青少年・男女共同参画課

(2) 不正大麻・けし撲滅運動

近年、若年層を中心に広がりを見せており、全国の大麻事犯検挙者数は令和4年において30歳未満の割合が全体の約69%を占めるなど、他の薬物事犯に比べ若年層の割合が高く、本県においても大麻事犯の検挙者数は平成29年と比較して増加している。

県では、自生している大麻による乱用を防止するため、自生大麻の除去作業を実施している。併せて、あへんの原料となる、植えてはいけないけしが栽培されていないか巡回が実施され、栽培が確認された場合は警告書を交付し除去させている。

また、悪質事例に対しては、麻薬取締員による取締りを実施している。

第2-3-30表 不正大麻・けし除去状況

(単位:本)

区分 \ 年度	H28	29	30	R1	2	3	4
大麻除去本数	117,122	106,523	43,041	60,450	50,173	48,239	47,417
けし除去本数	8,319	5,079	3,487	4,297	9,401	10,442	2,895

資料：医療薬務課

2 立ち直り支援

(1) 警察

ア 少年警察活動の基本

少年警察活動は、少年の非行の防止及び保護を通じて少年の健全な育成を図るための警察活動であり、

- ・ 少年の健全育成の精神
- ・ 少年の心理、生理その他少年の特性に関する理解
- ・ 少年の性行及び環境を洞察するなど処遇の個別化
- ・ 少年その他の関係者が秘密の漏れることに不安を抱かないようにすることへの配慮
- ・ 少年の非行の防止及び保護に関する国際的動向への配慮

を基本としている。

イ 非行少年を生まない社会づくりの推進

(ア) 少年の立ち直り支援活動の推進

少年相談への対応、非行などの問題を抱えた少年や犯罪被害を受けた少年に対する継続的な支援を強化するため、令和3年4月、これまで警察本部に設置していた少年サポートセンターに加え、青森警察署、八戸警察署、弘前警察署に少年サポートセンターを設置した。

少年問題の専門職員である少年補導職員を同センターに集中配置し、少年及びその保護者と継続的に連絡を取り、指導・助言を行うとともに、少年警察ボランティア、大学生ボランティア（少年サポートボランティア「picot」）、関係機関・団体と連携し、少年個々の状況に応じた就学・就労などの支援活動を行っている。

(イ) 少年を見守る社会気運の醸成

社会全体で少年を見守る必要性について理解を得るため、地域の非行情勢について、PTA団体、自治会等に対する情報発信活動を推進するとともに、少年警察ボランティアや防犯ボランティアと連携した声掛け・挨拶運動、社会奉仕活動や各種街頭キャンペーンへの参加など、少年が大人と触れ合うことができる機会の確保に努めている。

(ウ) 街頭補導活動の推進

被害少年及び要保護少年を早期に発見して、継続補導等適切な保護措置を図るほか、不良行為少年を早期発見・補導するため、街頭補導活動を推進している。

※要保護少年…児童虐待を受けた児童、保護者のいない少年その他の児童福祉法による福祉のための措置などが必要と認められる少年をいう。

(エ) 相談活動の推進

少年非行、家出、自殺等の兆候の早期発見とその未然防止、いじめ、児童虐待等に係る被害少年及び要保護少年の保護のため、少年サポートセンター設置の相談電話、インターネット利用の「少年サポートメール」などによる相談活動を推進するとともに、関係機関との一層の連携を図っている。

(オ) 少年の規範意識の醸成活動の推進

少年の規範意識の醸成を図るため、非行防止教室等の啓発活動、少年非行防止 JUMP チームのスキルアップと同チームの活動を推進している。

また、県警察本部及び県教育委員会から合同サポートチームを、学校、PTA、その他少年育成団体の研修会に派遣し、少年の非行防止、犯罪被害防止などの取組を支援している。

(カ) 非行防止活動の推進

「万引き」、「自転車盗」などの非行を防止するため、少年警察ボランティア、学校、PTA、関係機関・団体と連携した巡回の強化及び管理者側に対する自主的防犯対策の指導・要請などの集中対策を推進している。

ウ 福祉犯の取締りの強化

児童の性的搾取を含む福祉犯罪は、児童の心身に有害な影響を及ぼし、かつ、その人権を著しく侵害する極めて悪質な行為であり、取締りを強化している。

特に、低年齢児童を狙ったグループによる事犯、児童ポルノ販売グループによる事犯、ファイル共有ソフト利用事犯などの悪質な児童ポルノ事犯やコミュニティサイトの利用に起因する児童買春については、各種警察活動を通じてその把握に努め、把握した場合には速やかな捜査を行い、検挙の徹底を図っている。

エ 被害少年支援対策の推進

犯罪被害に遭った少年に対しては、二次被害の防止を図るため、心身への影響に配慮しつつ、個々の被害少年の事情に即した適切な助言を行っているほか、必要に応じて、被害少年カウンセリングアドバイザーの専門的助言を受けるなど、少年の特性に配慮した効果的な支援を行っている。

オ 少年を取り巻く有害環境浄化対策の推進

善良な風俗環境を保持するため、インターネット上の違法・有害情報、少年に有害な商品やサービスを提供する営業、児童の性に着目した営業などの実態把握に努め、各種営業者への指導、警告及び取締りを強化し、少年の有害環境への接触の未然防止を図っている。

また、携帯電話販売会社などに対して課せられている保護者へのフィルタリング説明義務、フィルタリング有効化措置義務等が徹底されるよう携帯電話販売会社などに要請するとともに、保護者説明会などの機会を利用した広報啓発活動により、フィルタリングに対する保護者理解の浸透、少年による有害情報の閲覧やインターネットに起因する福祉犯被害の防止を図っている。

カ 児童虐待への対応における取組の強化

児童の安全の確認及び保護を最優先とした児童虐待への迅速な対応、各種活動を通じて児童虐待の早期発見に努めるとともに、児童の安全が疑われる事案については、児童の安全確認及び保護を最優先とした迅速な対応を図っている。

また、被害児童を認知した際は、速やかに児童相談所へ通告し、関係機関との緊密な連携を保つなど、児童の保護のための措置を講じている。

キ 学校におけるいじめ問題に対する的確な対応

学校におけるいじめ問題に関しては、学校等関係機関と連携を図るとともに、被害少年や保護者等の意向や学校における対応状況等を踏まえながら、迅速・的確な対応を行っている。

(2) 家庭裁判所

家庭裁判所は、離婚や相続などに関する家庭内の紛争及び非行を犯した少年の事件を専門的に取り扱う裁判所として昭和 24 年 1 月 1 日に発足した。

家庭裁判所は、このような夫婦、親子、相続、戸籍、家族の福祉等に関するいろいろな問題の家事事件について審判や調停を行い、また、罪を犯した少年や罪を犯すおそれのある少年等に関する少年

事件について、審判を行っている。これらは、非公開の手続きで行われる。

○ 少年保護事件

少年法における「少年」とは、20歳未満の者をいい、このうち、18・19歳の者は、成年年齢の引き下げなどにより、重要な権利・自由を認められ、責任ある主体として社会に参加することが期待される立場となったが、なお成長途上にあり、罪を犯した場合にも適切な教育や処遇による更生が期待できることから、「特定少年」とされ、少年法の適用対象とされている。特定少年については、その立場に応じた取扱いをするため、17歳以下の少年とは異なる特例が定められている。

家庭裁判所が、少年保護事件として扱うのは、主に①犯罪少年（罪を犯した14歳以上20歳未満の少年）、②触法少年（刑罰法令に触れる行為をしたが、その行為の時14歳未満であったため、法律上、罪を犯したことにならない少年）、③ぐ犯少年（18歳未満で、保護者の正当な監督に従わないなどの不良行為があり、その性格や環境からみて、将来罪を犯すおそれのある少年）の事件である。

少年保護事件のほとんどは検察官、警察官から送致されてくるが、これら以外の機関（例えば、児童相談所等）や一般の人も、それぞれの立場から、送致又は通告できるようになっている。

事件を受理した家庭裁判所は、少年に対し、心理学、教育学、社会学等の専門的知見を活用した家庭裁判所調査官による調査を行い、さらに、家庭裁判所の中にある医務室で精神面及び身体面等の医学的な検査や診断をすることもある。また、詳しい心身鑑別の必要が生じたときには、少年に少年鑑別所の鑑別を受けさせ、その結果を活用している。

少年に対する処分は、非行に陥った少年を保護し、教育することにより健全な市民として更生させることを目的としており、家庭裁判所の教育的措置によって、少年が立ち直ったため、特に処分を必要としない状況にあると認められる場合には、審判不開始又は不処分の決定となる。近年は、保護者への指導助言をより強化し、また、万引き等事件について、被害者の立場を考えさせる講習を実施するなど、教育的措置の充実を図っている。

審判が開かれると、裁判官は、単に非行の内容だけでなく、その背後にあるいろいろな事情について詳しく審理し、かつ、少年の更生を十分考えた上で、少年の処分を決定する。また、重大な事件については、検察官が関与し、合議体により審理を行うこともある。少年や家庭の問題に応じて、児童福祉法による措置が適当であれば知事又は児童相談所長に事件を送り、あるいは、保護観察所の指導、監督が必要であれば保護観察決定がされる。在宅での保護が困難な場合には、少年院や児童自立支援施設において指導、訓練を受けさせることもある。

また、家庭裁判所は少年に刑罰を科することが適当と認めた場合には、事件を検察官に送って刑事裁判を受けさせることもある。以上のほかに、中間的な処分として、少年を家庭裁判所調査官の試験観察に付して一定期間生活状況を観察したり、老人福祉施設等で社会奉仕活動に従事させて、その経過を見た上で最終処分を決めることもある。なお、被害者等の意見聴取、審判傍聴、審判結果通知及び記録の閲覧謄写など、被害者等に対する配慮の充実も図られている。

第2-3-31表 青森家庭裁判所全管内少年保護事件新受状況（事件種類別新受人員）

（単位：人）

事件種類別		年				
		平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
一般保護事件	刑法犯	255	194	171	147	183
	特別刑法（除く自動車運転死傷処罰法犯及び道路交通保護事件）	21	18	28	7	18
	ぐ犯	4	2	5	0	2
	その他					1
計		280	214	204	154	204
道路交通法違反保護事件		42	36	32	27	23
総数		322	250	236	181	227

※令和4年4月から項目の追加あり。

出典：司法統計年報

第 2-3-32 表 青森家庭裁判所全管内少年保護事件終局状況（終局決定別既済人員）

（単位：人）

終局決定別	年	平成 30 年			令和元年			令和 2 年			令和 3 年			令和 4 年		
		総数	一般	道交法	総数	一般	道交法	総数	一般	道交法	総数	一般	道交法	総数	一般	道交法
検察官送致	年齢超過	8	6	2	7	6	1	6	5	1	8	8	0	10	8	2
	刑事処分相当	11	1	10	9	3	6	10	3	7	2	0	2	9	2	7
保護処分	保護観察（17歳以下）※	53	31	22	57	36	21	59	40	19	49	29	20	24	17	7
	保護観察（特定少年・収容期間有）													7	6	1
	保護観察（特定少年・収容期間無）													9	5	4
	児童自立支援施設、児童養護施設送致	0	0	0	2	2	0	1	1	0	0	0	0	1	1	0
	少年院送致（17歳以下）※	7	7	0	4	4	0	7	7	0	13	12	1	2	2	0
少年院送致（特定少年）														2	2	0
知事・児童相談所長送致		2	2	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
不処分		113	109	4	100	96	4	102	100	2	79	79	0	88	88	0
不開始		69	68	1	41	41	0	51	50	1	18	16	2	37	36	1
従たる事件		8	7	1	8	7	1	8	7	1	6	6	0	8	7	1
移送・回付		28	26	2	19	14	5	16	14	2	9	8	1	21	18	3
総数		299	257	42	249	211	38	260	227	33	184	158	26	218	192	26

※ただし、令和 4 年 3 月までは 18 歳、19 歳を含む既済人員

出典：司法統計年報

(3) 少年鑑別所（法務少年支援センター）

少年鑑別所は、法務省所管の施設であり、現在は平成 27 年に施行された少年鑑別所法（平成 26 年法律第 59 号）に基づき業務を行っている。各都道府県庁所在地など、全国で 52 か所（本所・支所を含む。）に設置されている。

少年鑑別所の主たる業務は、(ア) 家庭裁判所等の求めに応じ、鑑別対象者の鑑別を行うこと、(イ) 観護の措置が執られて少年鑑別所に収容される者等に対し、必要な観護処遇を行うこと、(ウ) 地域社会における非行及び犯罪の防止に関する援助を行うことである。

少年鑑別所法により、少年鑑別所視察委員会の設置、救済や苦情の申出制度等、施設運営の透明性を確保するための法体制が整備されている。

(ア) 鑑別

鑑別とは、医学、心理学、教育学、社会学等の専門的知識や技術に基づき、対象者について、その非行等に影響を及ぼした資質上及び環境上問題となる事情を明らかにした上、その事情の改善に寄与するための適切な指針を示すことであり、家庭裁判所、地方更生保護委員会、保護観察所の長、児童自立支援施設の長、児童養護施設の長、少年院の長又は刑事施設の長の求めに応じて行っている。

(イ) 観護処遇

家庭裁判所により観護の措置が執られて収容された者の収容期間は、おおむね 4 週間以内である。収容された少年たちが落ち着いた気持ちで審判を受けられるように、明るく静かで規則正しい生活環境を整備するなど配慮している。また、少年たちが成長過程にあることを踏まえ、その健全な育成のため少年一人一人の自主性を尊重しつつ、学習支援や一般教養の付与等の支援を行っている。

なお、年次別の年間収容人員は、第 2-3-33 表のとおりである。

第 2-3-33 表 青森少年鑑別所年間収容人員（過去 5 年）（単位：人）

区分	年別	H30	R1	2	3	4
男		21	15	17	18	17
女		4	3	4	3	3
計		25	18	21	21	20

資料：矯正統計年報

(ウ) 地域社会における非行及び犯罪の防止に関する援助（地域援助業務）

非行・犯罪に係る専門的知識や技術を活用し、地域社会における非行及び犯罪の防止、青少年の健全育成のために、本人や保護者等の個人及び関係機関や団体（以下、「機関等」という。）の依頼に応じ、次に示す様々な活動を行っている。

① 情報の提供

本人・保護者や機関等に対して、非行・犯罪をした者の特性や他の関係機関に関する情報などを提供する。

② 助言

本人・保護者や機関等に対して、特定の対象者のために必要な対応策や処遇方針、指導計画等についての助言を行う。

③ 各種調査の実施

本人・保護者や機関等の依頼に応じて、知能検査、性格検査、職業適性検査等を実施する。

④ 心理的援助

本人・保護者や機関等の依頼に応じて、面接、カウンセリング、各種プログラム等を実施する。

⑤ 青少年の健全育成活動の実施、協力

機関等が実施する社会貢献活動や行事等に協力する。

⑥ 事例検討会の実施、出席

機関との事例検討会において、対象者の処遇方針等について助言を行う。

⑦ 講演・研修

機関等に対する研修・講演・法教育等を実施する。

なお、地域援助業務として活動する場合には「法務少年支援センター」として業務を行っており、令和4年における地域援助業務実施人員は、第2-3-34表のとおりである。

第2-3-34表 地域援助業務実施人員（令和4年） 単位：人（（ ）内は件数）

区分	一般の方からの相談	機関・団体関係の方からの相談				
		合計	個別の対象者に係る援助 *1	事例検討会	講演・研修 *2	その他
件数	15	1008	104	14(12)	890(24)	0

資料：矯正統計年報

(注) 1 令和4年に実施した機関等の相談における個別の対象者に係る援助の内容…心理検査の実施、問題行動がある少年への継続的なカウンセリングの実施等

2 令和4年に実施した研修・講演の内容…小中学校及び高等学校等での法教育（いわゆる出前授業（アサーション、薬物乱用防止教室、性教育）、職員研修等への講師派遣等

(4) 保護観察所

保護観察所は、犯罪をした者及び非行のある少年に対し、社会内において適切な処遇を行うことにより、再び犯罪をすることを防ぎ、又はその非行をなくし、これらの者が善良な社会の一員として自立し、改善更生することを助けるとともに、恩赦の適正な運用を図るほか、犯罪予防の活動の推進等を行い、もって、社会を保護し、個人及び公共の福祉を増進することを目的に設置された法務省の機関である。

本県においては、青森市に青森保護観察所が置かれ、国家公務員である保護観察官とともに民間ボランティアである保護司が協働して、更生保護関係団体等と連携しながら業務に取り組んでいる。

また、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の社会復帰を促進するため、社会復帰調整官が、継続的かつ適切な医療及びその確保のために必要な観察及び指導を行うことにより、対象となった者の病状の改善及び同様の行為の再発防止を図っている。

(ア) 保護観察

保護観察対象者の再犯・再非行を防ぎ、その改善更生を図ることを目的として、その者に通常の世界生活を営ませながら、保護観察官と保護司が協働して実施する（事案に応じて、複数の保護観察官

又は保護司が担当する場合もある。)。保護観察官及び保護司は、面接等の方法により接触を保ち行状を把握することや、遵守事項及び生活行動指針を守るよう必要な指示、措置を執るなど指導監督を行い、また、自立した生活ができるように住居の確保や就職の援助等の補導援護を行っている。

なお、保護観察の種類及び保護観察期間については、**第 2-3-35 表**のとおりであり、保護観察事件の年間取扱い件数は、**第 2-3-36 表**のとおりである。

○ アセスメントに基づく保護観察の実施（CFP：Case Formulation in Probation/Parole）

理論的かつ実証的な根拠を基盤とし保護観察対象者に係る情報の収集及び分析の方法を構造化したアセスメントツールとしてCFPを定め、再犯又は再非行のリスクの程度に応じた処遇密度（面接の頻度及び方法、指導監督、補導援護その他の処遇による介入の程度等）を踏まえ、保護観察対象者の犯罪又は非行に結びつく要因や過程等に関する適切な仮説に基づく的確かつ最もふさわしい介入方法を選択して保護観察処遇を実施するとともに、保護観察の実施状況に応じアセスメントに基づく各種措置等の判断を適期適切に行うことにより、保護観察の実効性を高めることを目的としている。

○ 処遇区分

再犯又は再非行のリスクの程度を踏まえた処遇密度の高低を示すものであり、5つの処遇区分がある。保護観察対象者のある一時点における再犯又は再非行のリスクの程度を示す指標としても位置付けられる。

○ 類型別処遇

効果的な保護観察のため、保護観察対象者の心理や犯罪又は非行を誘発する要因及び改善更生を促進する要因に焦点を当て、個々の保護観察対象者の特性に適合した方法で、指導監督及び補導援護を実施するものであり、4領域16類型に全体の構造が体系化されている。

○ 専門的処遇プログラム

一定の犯罪傾向を有する保護観察対象者に対して、その犯罪傾向の改善のため、認知行動療法（自己の思考や物事の捉え方のゆがみを自覚させ、行動パターンの変容を促す心理療法の一つ）を理論的基盤として、体系化された手順に基づき行われるもので、性犯罪再犯防止プログラム、暴力防止プログラム、薬物再乱用防止プログラム、飲酒運転防止プログラムの4種類がある。プログラムの受講は遵守事項により義務付けられる場合と保護観察対象者の任意意思で実施する場合がある。いずれのプログラムも中心は全5回のコアプログラムであり、薬物再乱用防止プログラムについてはコアプログラム修了後にステップアッププログラムがある。

○ 社会貢献活動

社会貢献活動は、保護観察対象者が地域社会に貢献する活動を行い、社会の役に立つ体験を通じて、人の役に立てるという感情（自己有用感）や社会のルールを守る意識（規範意識）を育むとともに、一緒に活動するボランティア等とのコミュニケーションを通じて社会の一員としての意識（社会性）を高める効果が期待される保護観察処遇の一つである。

○ ジョブキャリア学習

特定少年（処分時18・19歳）で、就労意欲が乏しい者、当面就労の見込みが無い者などに対し、望ましい勤労観・職業観の醸成を図り、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる能力や態度を育むことを目的として実施するものである。ワークブックを用いた学習に加え、就労準備講習会や職場体験講習、職場見学会等の体験学習を実施する。

○ 修学支援パッケージ

修学の継続のために支援が必要と認められる保護観察対象者に対し、個々の対象者の抱える課題や実情等に応じた様々な修学支援を複合的に実施することにより、再犯・再非行を防止し、修学を通じた円滑な社会復帰を図ることを目的として実施するものである。対象者のニーズを踏まえ、学習支援や学校等の関係機関とケース協議を実施するなどの支援を行う。

○ 親業を学ぶ会

保護観察対象者や生活環境調整対象者の保護者等に対し、子どもとのより良い意思疎通のあり方や働きかけの改善について学ばせることにより、親子関係の調整を図り、対象者の改善更生に資することを目的として実施するものである。親業訓練インストラクターによる講話等を行っている。

第 2-3-35 表 保護観察の種類及び保護観察期間

保護観察の対象となる者		保 護 観 察 の 期 間
保護観察処分少年	家庭裁判所の決定により、保護観察に付された者	処分時 18 歳未満：原則として 20 歳まで 処分時 18・19 歳（特定少年）：2 年又は 6 月
少年院仮退院者	地方更生保護委員会の決定により、少年院から仮退院を許された者	少年院仮退院の日から仮退院の期間が満了するまで。 処分時 18 歳未満：原則として 20 歳まで 処分時 18・19 歳（特定少年）：3 年以下
仮釈放者	地方更生保護委員会の決定により刑務所等から仮釈放を許された者	仮釈放の日から残刑期間の満了する日まで。
保護観察付執行猶予者	裁判所の判決により、刑の全部の執行を猶予され保護観察に付された者、又は、刑の一部の執行を猶予され保護観察に付された者	刑の全部を猶予された期間、又は刑の一部を猶予された期間で、いずれもその期間が満了するまで。

資料：青森保護観察所

第 2-3-36 表 青森県内における保護観察事件の年間取扱件数

(単位：件)

号別	年別	平成 30 年	平成 31 年 令和 1 年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
	保護観察処分少年	97	103	104	84	64
少年院仮退院者	16	13	9	8	14	
仮釈放者	108	114	92	108	92	
保護観察付執行猶予者	120	94	88	79	80	
合 計	341	324	293	279	250	

資料：青森保護観察所

(イ) 生活環境の調整

矯正施設に収容されている者の社会復帰に備えて引受人等の引受意思を調査し、釈放後の帰住環境の調整を行い、改善更生に最も適した環境を整えておくことである。生活環境の調整は、矯正施設に収容された後速やかに開始し、釈放になるまで計画的・継続的に行われる。

(ウ) 更生緊急保護

刑務所から満期釈放された人や裁判で執行猶予となった人若しくは検察庁で起訴猶予になった人などが、刑事上の手続又は保護処分による身体の拘束を解かれた後、家族や親戚、公共の福祉機関などから自立更生に必要な保護や援助が得られない場合に、本人自身の申出により、当面の宿泊所の提供や食事の供与、就業の援助、社会生活の訓練といった必要な援助を行うものである。

(エ) 就労支援・居住支援

犯罪や非行をした人が、再犯や再非行に至らないためには、仕事に就き、職場に定着して、責任のある社会生活を送ることが重要である。そのため法務省と厚生労働省が連携し、公共職業安定所において職業相談・職業紹介を行うほか、協力雇用主のもとでの積極的な就労やトライアル雇用や身元保証制度などの就労支援メニューを活用した支援を行うものである。

更生保護施設プラザあすなる、自立準備ホーム（県内 5 か所）、居住支援法人等と連携した居住支援を実施している。

(オ) 犯罪被害者等施策

犯罪・非行による被害者等に対して、更生保護においては、仮釈放等について意見等を述べたい被害者等の支援や、保護観察中の加害者に心情を伝える制度、保護観察中の処遇状況等の通知、不安や悩みに対する相談・支援等の制度を設け、被害者等の思いに応えるよう努めるとともに、保護観察対象者の反省や悔悟の情を深めさせることにも資する施策を行っている。

(カ) 犯罪予防活動

犯罪や非行の予防のため、世論の啓発や社会環境の改善に努める活動として、更生保護における犯罪予防活動の特色は、社会内処遇実施者としての専門的知識や経験を生かしつつ、犯罪を抑止する社会的諸条件の強化促進に焦点をおいている。

さらに、犯罪や非行に陥った人の社会復帰に対する地域社会の関心・理解を深め、地域社会がそれらの人を排斥することなく地域社会の一員として受入れ、その更生を援助することによって、新たな犯罪・非行を防止することを目指している。

毎年7月を強調月間として「社会を明るくする運動」を実施し、青森県では、県知事を推進委員長として、県内各地で、街頭や地域のイベント等における広報活動、座談会、講演会、スポーツ大会等を通じ、犯罪や非行のない明るい社会づくりを呼び掛けている。

(キ) 保護司

保護司は、社会奉仕の精神をもって、保護観察所の所掌事務に従事する非常勤の国家公務員として、法務大臣が委嘱し、県内を11の区域に分けた「保護区」に配属されている無給のボランティアである。県内の保護司定数は630名で、保護観察や生活環境の調整に従事するほか、保護区ごとに保護司会を組織し、地域の関係機関・団体と、地域における犯罪予防を始めとする様々な活動を行っている。

令和5年10月1日現在、11地区の保護司会が「更生保護サポートセンター」を自治体等の協力を得て公共施設内に設置し、地域の安心・安全の拠点となっている。また、県単位の組織としては青森県保護司会連合会がある。(令和3年10月1日現在 保護区数11 保護司数583人)

近年、保護司の担い手確保が難しくなっており、県内の保護司数が減少傾向にある。そのため、保護司の適任者、特に若手や有職者の保護司の確保に向け、保護司活動インターンシップの実施、ICT化の推進や保護観察対象者との面接場所確保など、保護司活動の環境整備などの取り組みを進めている。

(ク) 民間協力組織

関係組織等	主な活動内容
更生保護法人	更生保護事業法に基づき、法務大臣の認可を受けて更生保護事業を営む民間団体である。更生保護事業には、更生保護施設を設け、被保護者に宿泊所を提供して必要な保護を行う継続保護事業、宿泊所は提供せず帰住の援助、金品の給貸与、生活相談等の保護を行う一時保護事業及びこれらの事業等に対する連絡・助成等を行う連絡助成事業がある。
更生保護法人 青森県更生 保護協会	被保護者に対する一時保護事業の他、保護司会や更生保護女性会、BBS会等の更生保護関係団体の活動への助成、更生保護関係者の研修の実施及び更生保護に関する世論の啓発等の連絡助成事業を行っている。
更生保護法人 あすなる	更生保護施設プラザあすなるを設置し、保護観察対象者、満期釈放者、執行猶予者及び起訴猶予者等で、適当な住居が無い場合更生のための保護を必要としている者を宿泊させ、食事の給与、就職の援助、生活指導その他の保護を行うことを目的としている。
更生保護女性会	女性としての立場から、地域の犯罪や非行を未然に防止するための啓発活動を行うとともに、次代を担う青少年の健全な育成に努め、過ちに陥った人たちの更生に協力することによって、犯罪や非行のない明るい社会の実現に寄与することを目的とするボランティア団体である。 (令和5年4月1日現在 地区会数22 会員数846人)
BBS会 (Big Brothers and Sisters Movement)	非行少年等様々な立場の少年に「兄」や「姉」のような立場で接し、一緒に悩み、一緒に楽しむことを通じて、少年の立ち直りや自立を支援するとともに、非行防止活動を行う青年によるボランティア活動である。(令和5年1月1日現在 地区会数5 会員数52人)
協力雇用主	保護観察対象者や更生緊急保護対象者をその前歴にこだわることなく積極的に雇用等し、職業生活の補導の面から更生保護事業に協力している民間篤志事業家である。 (令和5年10月1日現在 196事業所)
自立準備ホーム	施設の一部を、生活する場のない保護観察対象者、満期釈放者、執行猶予者及び起訴猶予者等に提供し、宿泊や食事の給与等を行う福祉施設等である。青森県内では5事業所が登録されている。

資料：青森保護観察所

(ケ) 医療観察

医療観察法は、心神喪失等の状態で、重大な他害行為を行った者に対してその適切な処遇を決定するための手続等を定めることにより、継続的かつ適切な医療並びにその確保のために必要な観察及び指導を行うことによって、その病状の改善及びこれに伴う同様の行為の再発の防止を図り、その社会復帰を促進することを目的としている。

社会復帰調整官が指定通院医療機関等の関係機関と連携し、対象者の居住地の選定や医療及び援助の確保のための必要な調整を行っている。また、通院処遇中は、対象者の居住地等を訪問し、通院及び生活状況を確認し、必要な助言や指導等を行っている。

第6節 子どもの貧困対策の推進

困難な環境にある子どもやその家庭を支援し、未来を担う子どもたちが、いわゆる貧困の連鎖によって将来が閉ざされることのないよう、本県の貧困対策を進めていくための指針として、「第2次青森県子どもの貧困対策推進計画」を令和3年3月に策定した。

1 計画に基づく施策の推進

本計画に掲げる「教育の支援」、「生活の安定に資するための支援」、「保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援」、「経済的支援」、「新型コロナウイルス感染症等への影響への支援」の5つを基本方針として施策を体系化し、すべての子どもたちが現在から将来にわたり夢と希望を持って成長できる青森県を目指して取組を推進している。

(1) 教育の支援

子ども・若者が経済的理由により希望する教育を断念することがないように、学校を地域に開かれたプラットフォームとして位置付け、学習環境の整備や教育費の負担軽減などの総合的な取組を推進している。

(2) 生活の安定に資するための支援の推進

親の妊娠・出産期からの相談支援の充実を図るとともに、SOSを出せない子どもや家庭を支援するため、相談支援につなげる子どもの居場所づくりや生活の安定に資するための支援を推進している。

また、生計の維持と子育てを一人で担うひとり親家庭に対しては、子育てと仕事を両立させるための支援を始め、相談機能の充実や支援施策の周知など、きめ細かな生活面の支援を図っている。

(3) 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援の推進

世帯の生活の安定が図られるよう、仕事と両立しながら安心して子どもを育てられる労働環境の確保と、保護者が社会から孤立して働けない場合は、自立に向けた働き方を考えられるよう、保護者に対する就労の支援を推進している。

また、ひとり親家庭では、就職経験が乏しく、十分な技能がないまま必要に迫られ就職に至るなど、不安定な就労形態にある家庭が多いことから、その改善のため、より高い収入が得られる就業を可能とするための支援を図っている。

(4) 経済的支援の推進

生活保護を始めとする各種手当の給付や貸付制度など、様々な支援を組み合わせることで世帯の生活の基盤を維持していきけるよう経済的支援を図っている。

また、ひとり親家庭に対して、より良い就業を可能にするための貸付制度の活用、経済的支援についての周知のほか、養育費の確保の推進を図っている。

(5) 新型コロナウイルス感染症等の影響への支援の推進

新型コロナウイルス感染症など社会経済に大きな影響を与える事態が生じた場合、ひとり親家庭等の困窮家庭においては、経済的にも生活面においてもその影響を受けやすいことから、危機的な状況を未然に防ぐための支援を推進している。

2 計画の進行管理

本計画の着実な推進を図るため、教育関係者、社会福祉事業従事者、事業主を代表する者、労働者を代表する者、学識経験者で構成される、青森県子どもの貧困対策等推進委員会を設置し、PDCAサイクルによる計画の進行管理を行い、その状況について、県ホームページで公表している。

第7節 特に配慮が必要な子ども・若者への支援

1 子ども・若者の自殺対策の推進

平成29年度に策定した「いのち支える青森県自殺対策計画」では、基本施策の一つとして「児童生徒の自殺予防に向けたこころの教育等の推進」、重点施策の一つとして「子ども・若者対策」を掲げ、庁内外の関係機関と連携の下、以下の事業を含めた総合的な対策に取り組んでいる。

(1) SOSの出し方教育の推進

児童生徒の自殺予防に向けた心の教育、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身につける教育＝SOSの出し方教育について、既に各市町村単位で取り組みが進められている。

いのち支える青森県自殺対策計画の評価指標において、令和5年度までに全市町村で取組むことを目標としていることから、市町村自殺対策担当課及び市町村教育委員会等を対象に実施方法等の周知事業を実施している。

(2) SNS相談事業の実施

平成30年度から、県内の中学生、高校生及び大学生等の若年層を対象に、若年層のコミュニケーション手段がSNSに移行していることを踏まえ、SNSによる即応性のある文字情報による相談事業を実施し、若年層の「相談したい気持ち」に対応し、若年層が抱える悩みの早期解消を図っている。

2 外国人の子ども・帰国児童生徒の教育支援

県内の小・中・高等学校及び特別支援学校に在籍する日本語指導が必要な外国人生徒が安心して学べるよう、県内関係機関と連携し、日本語指導体制の確保とその充実のための支援を行っている。

具体的な取組として、「日本語指導スタートアップパッケージ」による日本語の支援、中学生・高校生の進学やキャリア支援のための取組、外国人保護者と学校の連携のための取組が進められている。

3 性的マイノリティに対する理解の促進

性的マイノリティ(生まれつきの身体の性、性別自認、性的指向、性別表現が多数の人と在り方が異なる人々のこと)を理由として困難な状況におかれている子ども・若者等に対する偏見・差別をなくし、県民の理解を促進するための普及活動を行うこととしている。

第8節 困難を有する子ども・若者やその家族に対する総合的な支援

1 関係機関等による相談支援体制の強化

ニート、ひきこもり、不登校、発達障害など、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者やその家族に対する総合的な支援を推進するため、教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用などの各分野における関係機関等により構築したネットワークにおける相互の連携・協力体制の強化に努めている。

(1) 青森県子ども・若者支援地域協議会

子ども・若者支援に関わる関係機関の連携・協力体制を強化するため、平成25年度から、子ども・若者育成支援推進法に基づく地域協議会として、「青森県子ども・若者支援地域協議会」を設置している。同協議会は、教育、福祉、保健、医療、雇用などの各分野における公的相談機関や行政担当課、民間支援団体、学識経験者など、計31の構成機関で構成されている。

(2) 地域ネットワーク会議の実施

「青森県子ども・若者支援地域協議会」に、地域における関係機関等が連携して支援する体制の強化及び地域の課題解決に向けた協議会の円滑な運営を図るため、令和元年度から県内3地域（津軽、県南、下北）に地域ネットワーク会議を設置している。また、各地域ネットワーク会議の事務局運営を民間団体に業務委託することにより、会議や研修等の企画運営の試行・実践を通じて連絡調整団体として育成している。

【令和4年度の実施内容】

- 県内3地域（津軽・県南・下北）

令和4年6月～令和5年2月 会議 各3回、研修会 各1回 計 各4回

(3) 「子ども・若者総合案内」の設置・運営

困難を有する子ども・若者やその家族が適切な支援を受けることができるよう、各分野における様々な相談窓口等の周知に努めるとともに、どこに相談したらよいかわからない方などに対して、適切な相談機関を紹介・案内するための「子ども・若者総合案内」（専用電話）を青少年・男女共同参画課内に設置（平成25年6月）している。

2 支援対応能力の向上と支援機関の周知

(1) 合同相談会の開催

地域ネットワーク会議では、支援対応能力の向上のための研修を実施するとともに、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者やその保護者等が地域に構築された総合支援体制につながるができる機会づくりに取り組んでいる。

【令和5年度の実施内容】

多くの相談支援機関が一堂に会することで「ワンストップ」が可能となる合同相談会を県内3地区で各1回開催した。その際、地域内市町村広報と連携し、集中的に周知活動を行った。

(2) 「あおり子ども・若者支援機関マップ」の作成・配布

青森県子ども・若者支援ネットワーク協議会の構成機関を中心とする子ども・若者支援に関する相談窓口や専門機関を紹介した「あおり子ども・若者支援機関マップ」を、平成25年度から毎年度作成しており、各相談機関や市町村窓口などを通じて配布するほか、県ホームページに掲載している。

あわせて、当事者やその家族等に対して地域の相談支援体制の周知を図るため、LINE等SNSを使った広告配信を当事者に向けて配信している。